

伊根町商工会中小企業等新型コロナウイルス対策緊急支援補助金実施要領

(趣旨)

第1条 本要領は、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響を踏まえて、伊根町商工会（以下「本会」という。）が中小企業等の経営状況把握や課題解決に向けたコンサルティングの結果、当該中小企業等が実施する業務改善などに繋がる取組を支援する補助金の交付等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 中小企業基本法（昭和38年法律154号）第2条に定めるもの
又は、これらを構成員とする団体若しくはこれらに準じるもの
- (2) 小規模企業 中小企業基本法（昭和38年法律154号）第2条第5項に定める「小規模企業者」
- (3) 商店街団体 中小企業等のうち別表1に掲げるもの

(補助事業者)

第3条 本事業の対象となる補助事業者は、前条第1号から第3号に定める者のうち、京都府内に主たる事業所等を有し、新型コロナウイルス感染症による影響で売上が減少した者とする。

(補助事業の内容)

第4条 補助事業の対象は、補助事業者が、新型コロナウイルス感染症への対応として行う設備導入や事業継続・売上向上につながる取組等とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助事業のうち、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表2に定めるとおりとし、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金の申請等)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、中小企業応援隊員のコンサルティングを受け中小企業等新型コロナウイルス対策緊急支援補助金交付申請書（様式第1号）を、本会に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、令和2年2月24日以前に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。

(補助金の交付の決定等)

第7条 本会は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、申請内容等により審査等をするものとし、その審査等の結果に基づき、補助金の交付又は不交付を決定し、補助金交付決定通知書を補助事業者に送付する。

なお、本会は、必要に応じて現地調査等の審査を行い、申請書の内容に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して補助金の交付を決定できるものとする。

- 2 本会は、補助金の交付又は不交付を決定し、その内容及びこれに条件を付したときには、その条件を当該申請者に速やかに通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、前条第2項の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、本会が別に定める期日までにその理由を記載した書類を添付して、交付申請を取下げることができる。

(補助事業の変更、中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第2号による中小企業等新型コロナウイルス対策緊急支援補助金変更承認申請書を本会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

(1) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(2) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

2 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し又は廃止しようとするときは、中小企業等新型コロナウイルス対策緊急支援補助金中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を本会に提出しなければならない。

3 本会は、前2項の申請に対し、承認する場合において、必要に応じて交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができることとし、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(事故の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事故報告書を本会に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、事業完了の日（交付決定時に既に事業が完了している場合は、交付決定のあった日）から14日以内に本会の中小企業応援隊員の確認を得て、中小企業等新型コロナウイルス対策緊急支援補助金実績報告書（様式第4号）を本会に提出しなければならない。

(補助事業遂行の義務)

第12条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行い、補助金を他の用途に使用してはならない。

また、補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、本会の要求があったときは速やかに状況報告書を本会に提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付決定のあった会計年度（以下、「当該会計年度」）の1月29日までに補助事業を完了しなければならない。

(補助金の概算払)

第13条 補助事業者は、予め本会との協議を経た上で、補助金の概算払を請求できるものとする。

2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、中小企業等新型コロナウイルス対策緊急支援補助金概算払申請書（様式第5号）を本会に提出しなければならない。

3 本会は、前項による概算払申請書を受けたときは、内容を審査し補助事業の遂行上、特に必要と認める場合は、交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

(契約等)

- 第14条 補助事業者は、契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
- 2 補助事業者は、契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省及び府から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、本会の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
 - 3 本会は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省及び府からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は本会から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
 - 4 前3項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

- 第15条 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 本会が第16条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が本会に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、本会は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。

また、補助事業者から債権を譲り受けた者が本会に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

 - (1) 本会は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) 本会は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
 - 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、本会が行う弁済の効力は、本会が補助事業者に対して支出の決定の通知を行ったときに生じるものとする。

(補助金の額の確定等)

- 第16条 本会は、第11条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容（ただし、第9条第3項に基づいて変更を承認したときは、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 本会は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

(交付決定の取消し)

第17条 本会は、第9条第2項の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本実施要領又は法令若しくは本実施要領に基づく本会の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業者が、暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

- 2 本会は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

(補助金の支払、請求)

第18条 本会は、第16条により補助金の額を確定したのち、補助金を補助事業者に対し支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、中小企業等新型コロナウイルス対策緊急支援補助金支払請求書(様式第6号)により、本会に補助金の支払請求を行うものとする。ただし、第13条に定める補助金の概算払により、既に補助金の一部の交付を受けている場合は、第16条の補助金の額の確定額との差額を請求するものとする。
- 3 補助事業者は、第13条に定める補助金の概算払の額が、既に交付すべき補助金の額を超えている場合は、本会にその過払い額を別に通知する日までに返還しなければならない。

(補助事業の経理等)

第19条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金に係る経費について、補助金調書を作成しておかなければならない。
- 3 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、本会の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(財産の管理等)

第20条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第7号による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等があるときは、第11条に定める実績報告書に様式第7号による取得財産等管理台帳を添付しなければならない。
- 4 本会は、補助事業者が、取得財産等を、補助金等の交付の目的以外の用途に使用し、他の者に貸付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保の用に供すること

(以下「処分」という。)により収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を本会に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

- 第21条 取得財産のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して、経済産業大臣が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第8号による申請書を本会に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(立入検査等)

- 第22条 本会は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又はその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

(産業財産権等に関する報告)

- 第23条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権または商標権等(以下「産業財産権等」という。)を補助事業期間内に出願もしくは取得した場合またはそれを譲渡し、もしくは実施権等を設定した場合には、遅滞なくその旨記載した「産業財産権等取得等届出書」を本会に提出しなければならない。

(収益納付)

- 第24条 本会は、補助事業者の補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡または実施権の設定およびその他補助事業の実施により収益が生じたと認めるときは、補助事業者に対し交付した補助金の全部または一部に相当する金額を本会に納付させることができるものとする。

(情報管理及び秘密保持)

- 第25条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理するものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうちその他の第三者の秘密情報(事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者(以下「履行補助者」という。)に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後(廃止の承認を受けた場合を含む。)も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

- 第26条 補助事業者は、暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならない。交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(書類の提出部数)

- 第27条 この要領により本会に提出する書類の部数は、請求書を除き原本(押印したもの)1部及びそのコピー1部とする。

(補 則)

第 28 条 この要領に定めるもののほか、補助金交付に関して必要な事項は、本会が別に定める。

附 則

この要領は、令和 2 年 3 月 2 7 日から適用する。

別表1（第2条関係）

商店街振興組合	商店街振興組合法に基づく商店街振興組合
事業協同組合	商店街及び小売市場（以下「商店街等」という。）における事業協同組合
任意団体	商店街等において、共同事業等の事業活動を行うための規約等を制定している任意組織団体
共同出資会社	2以上の中小小売商業者が資本金の額又は出資の総額の大部分を出資している会社（株式会社にあつては総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権に占める中小小売商業者の有する議決権の割合が10分の7以上であるものに、持分会社にあつてはその社員（業務執行権を有しないものを除く。）に占める中小小売商業者の割合が2分の1を超えているものに限る。）
特定会社	商工会、商工会議所又は中小企業者が出資している会社（株式会社にあつては総株主の議決権に占める中小企業者以外の会社の有する議決権の割合が2分の1未満であるものに、持分会社にあつてはその社員に占める大企業者の割合が2分の1未満であるものに限る。）
事業実行委員会	前各号に該当する複数の団体を中心となつて、商店街等の活性化を目指すための事業活動を行う目的で組織された府内に事務所を有する団体であつて、定款に類する規約等を有し、自ら経理する等の会計組織を有するもの。

別表2（第5条関係）

補助対象経費 (例 示)	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の感染予防としてテレワークを実施するため、ソフトウェア等を導入する経費 ・インターネット販売強化に係る経費 ・新たにケータリングやテイクアウト事業を開始する際の、保冷库や容器、食器等の購入経費 ・電気代を削減するため、省エネ型保冷库の導入経費 ・新規客を生み出すような大売り出しセールの実施する際の広報費 ・事業継続・売上回復等、経営を立て直すための専門家相談費用 等
補助対象外 経費	人件費・家賃等の固定経費、損失補てん、借入れに伴う支払い利息、公租公課（消費税など）、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、その他公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる費用
補 助 率	3分の2以内（ただし、中小企業（小規模企業除く。）については2分の1以内）
補助限度額	20万円（ただし、中小企業（小規模企業除く。）については30万円）